定年退職者の再雇用に関する規程

学校法人 鎮西学院

定年退職者の再雇用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下学院という。)職員(就業規則第48条第1号に掲げる者を除く)の定年退職後の再雇用の措置を講じ、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条「再雇用」とは、本学院を定年退職した職員を本規程に基づき、4月1日から改めて採用することをいう。
- 2 「定年退職」とは、就業規則第48条に規定する定年による退職をいう。

(任 用)

第3条 本規程により再雇用されることを希望する者は、定年に達する年度の12月末までに 所定の様式によりその旨を所属長に申請しなければならない。

なお、12月末現在において、疾病により休職している者は、医師の診断書を添えて申請しなければならない。

- 2 前項による申請があった場合は申請者全員を再雇用する。 ただし別表1に該当する者は、労使協定により定めた再雇用対象者基準を適用する。
- 3 再雇用対象者基準は次の通りである。
 - (1)健康上問題がなく職務遂行に支障がないこと。
 - (2)懲戒処分を受けていないこと。懲戒処分を受けた職員の再雇用については、その後の勤務態度、勤務実績並びに勤務意欲等について所属長の報告を受け、理事長が所属長と協議し決定する。

別表1

以下に該当する者は、該当した次の年度の雇用契約から再雇用対象者基準の適用を受ける	
2014 (平成 26) 年~2016 (平成 28) 年	各年の3月31日までに61歳になる者
2017 (平成 29) 年~2019 (平成 31) 年	各年の3月31日までに62歳になる者
2020(平成 32)年~2022(平成 34)年	各年の3月31日までに63歳になる者
2023 (平成 35) 年~2025 (平成 37) 年	各年の3月31日までに64歳になる者

2013.4.1 改正 第3条2項、3項、別表 I

(取 消)

第4条 申請により再雇用される者が、疾病により休職した場合もしくは懲戒処分を受けた場合 は再雇用を取り消すことがある。

(身 分)

第5条 再雇用後の身分は、契約職員、非常勤講師、パートタイマーのいずれかの身分とする。 身分の決定及び待遇・勤務日数については、職務の必要性に応じて理事長が決定する。

(職 務)

第6条 本規程により再雇用された場合の職務は、理事長が決定する。ただし、定年前の職務を 担当するものとは限らない。

(任用期間)

- 第7条 本規程による再雇用の期間は、当該年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 2 更新による再雇用の期間は別表 2 とし、別表 2 に定める年齢を超えることはできない。但し、 学院が特に必要とする場合は、別表 2 に定める年齢を超えて再雇用することがある。
- 3 前項2項の規定による期間の末日は、別表2の満年齢に達した日の属する年度末までとする。 別表2

生 年 月 日	再雇用の期間
1945(昭和 20)年4月2日~1947(昭和 22)年4月1日	満63歳に達した日の属する年度末
1947(昭和22)年4月2日~1949 (昭和24) 年4月1日	満64歳に達した日の属する年度末
1949(昭和 24)年4月2日以降	満65歳に達した日の属する年度末

(再雇用の契約)

第8条 再雇用の契約は別に定める労働契約書によって行う。

(給 与)

第9条 契約職員の給与は、年俸制とし、定年後の職務、勤務形態、本人の能力等を勘案して、 個別に定める。非常勤講師は「給与並びに退職金規程」第16条(非常勤講師の講義料)を準用 する。パートタイマーについては個別に定める。

(退職金)

第10条 再雇用職員には退職金は支給しない。

(年次有給休暇)

第11条 契約職員およびパートタイマーとして再雇用された者の年次有給休暇は、職員として引き続き在籍する者として取り扱う。

(服務規則)

第12条 再雇用職員の服務規則は、学院就業規則を準用する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- この規程は、2006 (平成18) 年4月1日から施行する。
- この規程は、2011(平成23)年11月15日から施行する。
- この規程は、2013 (平成25) 年4月1日から施行する。